平成２４年（フ）第２４８号
鹿児島県鹿児島市小野３丁目14番23号
債務者　新町　淳郎
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
鹿児島県鹿児島市西陵６丁目24番12号　コーポスルキ102号
債務者　田之畑美生
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
茨城県つくば市上横場2574番地21　Ｄ・Ｏ・ＩつくばＣ棟201号、住民票の住所秋田市土崎港西５丁目８番６号　モルティⅡ201号
債務者　渡辺　雄一
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５３号
秋田市新屋栗田町12番１棟401号
債務者　鈴木　　豊
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５６号
秋田市土崎港西５丁目８番６号　モルティⅡ201号
債務者　渡辺　愛弓
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６２号
秋田市旭南２丁目６番28号　相場ビルサンハイム３Ｆ303号
債務者　石郷岡陽子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３号
秋田市牛島西３丁目17番21号　コーポ三皇Ｂ―201号
債務者　山岡　良美
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６８号
秋田市金足下刈字雨池７番地84
債務者　大渕　亮樹
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９号
秋田市金足下刈字雨池７番地84
債務者　大渕　宏美（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０６号
兵庫県伊丹市行基町２丁目59番地伊丹シルクハイツ105号、前住所兵庫県伊丹市鈴原町９丁目14番地メゾン鈴原103号
債務者　芳浦　清美
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３９１号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目22番20―201号、前の住所兵庫県西宮市甲陽園目神山町１番９号
債務者　杉本　昌秀
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１２号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目４番21―405号
債務者　前田　智香（旧姓鴨田・山本）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３７号
兵庫県西宮市今津水波町11番17―407号
債務者　影井　佐月
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４１号
奈良市南永井町乙65番地の10　若草ハイツ201号
債務者　沼田　　稔
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６８号
奈良市六条緑町１丁目６番１号
債務者　古野　紳二
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１９９号
大分市久原中央１丁目１番36号
債務者　髙橋　知子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５１号
大分県別府市石垣東７丁目２―２　神子内ビル303号、住民票上の住所大分県別府市駅前町９番９号　山光荘第二ビル512号
債務者　麻生　正明
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係